

令和4年上尾市議会3月定例会
市政に対する一般質問 答弁要旨
(教育関連部分抜粋)

目 次

〔令和4年3月10日(木曜日)〕

- 小池 佑弥 議員…………… 1
・新型コロナに対する市独自の施策について
- 田中 一崇 議員…………… 1
・学校運営について
- 長沢 純 議員…………… 3
・建築物解体時の市の姿勢について
- 田島 純 議員…………… 3
・通学路安全確保の取組みについて
- 新道 龍一 議員…………… 4
・上尾市のエネルギー戦略について

〔令和4年3月11日(金曜日)〕

- 海老原 直矢 議員…………… 4
・子ども・子育て支援について
・多様性推進施策について
- 鈴木 茂 議員…………… 6
・シティズンシップ教育について
・若者の就労支援について
- 浦和 三郎 議員…………… 11
・小・中学校の学校給食費の負担軽減

- 樋口 敦 議員…………… 12
・アーバンスポーツについて

〔令和4年3月14日(月曜日)〕

- 戸野部 直乃 議員…………… 13
・上尾市幼児教育について
- 荒川 昌佑 議員…………… 15
・新型コロナの各種対応について

●道下 文男 議員	16
・コロナ禍における行政課題について	

[令和4年3月16日(水曜日)]

●戸口 佐一 議員	16
・ゼロカーボンに向け実効ある政策を	

●轟 信一 議員	18
・プール更新計画について	
・安心して学ぶための支援を	

●池田 達生 議員	23
・教員の働く環境の改善と不登校対策について	
・市民が安心して住み続けられる街づくりへ	

●矢口 豊人 議員	25
・ケアラー支援について	

[令和4年3月17日(木曜日)]

●平田 通子 議員	25
・子ども・地域にとって最善の学校を	

●大室 尚 議員	28
・上尾市学校施設更新計画について	
・東中学校の研究テーマについて	

〔令和4年3月10日(木曜日)〕

●小池 佑弥 議員

・新型コロナに対する市独自の施策について

●陽性者の判明と学級閉鎖への対応として行っている業務の現状とフローについてお伺いします。

○学校教育部長 各学校では、教育委員会からの通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づき対応しております。具体的には、陽性者が判明した場合には、濃厚接触相当者を特定するため、陽性者の感染性がある期間の登校時における活動状況などの情報を収集いたします。その上で、当該校の全保護者に対しましては、感染者の判明について配信メールでお知らせするほか、濃厚接触者相当者へは個別に連絡しております。また、教育委員会では、学校の情報収集を基に、学級閉鎖等の可否及び期間の判断を行い、実施する場合は、当該学級等の保護者に連絡することとしております。

●文科省のガイドラインによると、学級閉鎖の判断の前には、時差通学・分散通学を検討することと記載があるが、対応状況をお伺いします。

○学校教育部長 本市におきましては、令和2年6月の一斉臨時休校が明けた学校再開時に2週間、分散登校を実施いたしました。子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点から、現段階では実施しておりません。

●各学校の校長先生・教頭先生から学級閉鎖については、どのような声が上がっているかお伺いします。

○学校教育部長 学校からは、感染拡大や児童生徒の心身のケア等について配慮を要するなどの声がございます。

●教育委員会として考える解決すべき課題と今後どのように対応していくか方向性をお示ください。

○学校教育部長 学校では、感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、教育活動を継続していくことが喫緊の課題でございます。教育委員会といたしましては、引き続き「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県のガイドライン等に基づき、各学校が感染防止対策に万全を期すことができるよう、相談体制を充実するとともに、物的支援にも努めてまいります。

●田中 一崇 議員

・学校運営について

●学級閉鎖の数を教えてください。また、原則同一学級内において2名の陽性者が判明した場合は学級閉鎖とするとのことですが、2名判明しても学級閉鎖を実施しないケースもあるとうかがっております。学級閉鎖を実施する場合としない場合についてお答えください。

○学校教育部長 3月8日現在で、31校、のべ161学級が学級閉鎖を実施いたしました。学級閉鎖につきましては、原則は同一学級内に2名以上の陽性者の判明としておりますが、児童生徒の出席状況や活動状況などを考慮して、総合的に実施の可否を判断しております。

●市内の各校では、今年度計画されている学習内容を、予定通り終了することができるのか、伺います。

○学校教育部長 授業時数は、学級閉鎖等により削減されますが、あらかじめ年間 70 時間程度の余剰時間が確保されていることから、履修すべき学習内容は、終了できる見込みでございます。

●オンライン授業は授業を履修した扱いなのか、伺います。

○学校教育部長 文部科学省が示すオンライン授業の要件は、二点でございます。一点目は、教師による学習指導が教科等の指導計画に適切に位置付くものであること、二点目は、教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることの二点でございます。これらの要件を踏まえますと、オンライン授業により、児童生徒に十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと判断される場合は、学習内容を履修したものとなります。

●オンライン授業を受けられない場合や、学習内容の定着が不十分な場合はどうするのか。

○学校教育部長 オンライン授業を受けられない児童生徒や、学習内容の定着が不十分である児童生徒に対しましては、各学校で必要に応じて、個別に補習を実施するなどの指導をしております。

●これまでの学校における感染者数の状況を教えてください。いわゆる第5波と第6波と呼ばれる時期に分けてお答えください。

○学校教育部長 感染者の状況につきましては、第 5 波の 7 月から 9 月の陽性者数は児童生徒 106 名、教職員 12 名、また第 6 波の令和 4 年 1 月から 3 月 8 日までの陽性者数は、児童生徒 1,187 名、教職員 67 名でございます。

●学校内において陽性者が判明した場合の消毒について、どのように行っているのか。

○学校教育部長 各学校では、陽性が判明した児童生徒が活動した範囲を、教職員が消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液などで消毒しております。

●市として、学校関係に抗原検査キットなどを配布する予定はあるのか。検討しているのか。

○学校教育部長 抗原検査キットにつきましては、令和 3 年 10 月に、文部科学省から各校へ配布がございましたが、検査につきましては、病院を受診し医師の判断により実施することを基本としており、現在のところ新たに配布する予定はありません。

●平方幼稚園の現状と来年度の状況について

○教育総務部長 現在は年長児 2 名が在園し、この園児は今月末をもって卒園となります。令和 4 年度以降の園児募集は行っておりませんので、来年度在園児数はゼロとなる予定です。

●条例案の否決後に検討した事項について

○教育総務部長 昨年 6 月議会における条例案の否決後、教育委員会では「少人数による教育の影響」「市内の私立幼稚園の設置状況」「市民全体に対する税の配分の公平性」などの理由により、当分の間、園児募集の停止を判断いたしました。現在の園児が無事に卒園することができるよう努めるとともに、令和 4 年度当初予算に、施設の維持管理

等に必要な経費を予算計上させていただきました。今後とも引き続き、市長部局ともしっかりと情報共有を図り、市全体のこと、地域の課題などを踏まえた施設の有効活用など、様々な方策を検討してまいります。

●令和4年度当初予算への計上について

○教育総務部長 園舎や園庭など平方幼稚園の維持管理に必要な費用 113 万円を予算計上しております。

●令和4年度の職員配置について

○教育総務部長 現在は、県費負担教職員である平方小学校長及び同校教頭に対して併任発令をし、園長及び副園長の職を配置するほか、上尾市採用の幼稚園教諭を 3 名配置しています。そのうち、市採用の 3 名の幼稚園教諭については、令和 4 年度には在園児がゼロとなることから、本人の意向を聞きながら職種換えを行い、年度当初に、新たな所属へ人事異動を行う予定です。

●長沢 純 議員

・建築物解体時の市の姿勢について

●学校への説明は安全に工事をすると業者説明があったようですが、教育委員会の危険認識を伺います。

○学校教育部長 学校は、工事業者から工事全体の概要説明の他、法令などに基づくアスベスト除去や大型車両が通行することなどの説明を直接受けており、アスベストの危険性につきましても、認識していたものと存じます。教育委員会といたしましては、現工事が継続しており、また、今後も市内において同様の工事が行われることも想定されることから、校長会議等の中でアスベストの危険性などについて伝え、危機意識の向上を図ってまいります。

●田島 純 議員

・通学路安全確保の取組みについて

●本市で発生した児童・生徒の登下校時の事故件数を過去5年間についてお伺いします。

○学校教育部長 平成 28 年度は 4 件、平成 29 年度は 9 件、平成 30 年度は 7 件、令和元年度は 8 件、令和 2 年度は 6 件でございます。

●通学路の危険箇所の点検は通常どのように行っているか、又、近隣市び点検方法を合わせてお伺いします。

○学校教育部長 学校は、学校安全計画に基づき、日々の登下校指導において、危険箇所の把握に努めるほか、毎年通学路の安全点検を実施しております。また、保護者や地域と合同で点検を実施する学校もございます。近隣市の点検方法につきましては、本市と同様に、各学校が中心となって、通学路の危険箇所の情報収集に努めていると聞いております。

●教育委員会は今年度で緊急的に通学路の安全対策として「グリーンベルト」の新規設置を実施することでしたが、その進捗状況についてお伺いします。

○学校教育部長 学校保健課が所管となるグリーンベルトの工事につきましては、請負業者と2月に契約を締結し、年度内の工事完了に向けて、順次着手しているところでございます。

●次年度以降のグリーンベルトの整備計画についてお伺いします。

○学校教育部長 PTAからの通学路危険箇所改善要望などに基づき、必要なグリーンベルトの敷設を計画してまいります。

●**新道 龍一 議員**

・上尾市のエネルギー戦略について

●教育現場での地球温暖化問題に関する授業事例について教えてください。

○学校教育部長 地球温暖化問題を取り上げた授業例として、二点挙げさせていただきます。一点目として、小学校6学年の社会科「世界の中の日本」の単元において、グローバル化する国際社会に主体的に生きる公民としての資質・能力を育成することを目的として、地球温暖化問題に取り組む、世界の国々の人々の活動を学習し、連携・協力して共に生きていく大切さについての自覚を養っております。二点目として、中学校3学年の理科「自然と人間」の単元において、問題を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成することを目的として、気候変動にもたらす二酸化炭素などの温室効果ガスの影響などを取り上げ、日常生活や社会の課題に気づき、主体的・対話的で深い学びの実現を図っております。

[令和4年3月11日(金曜日)]

●**海老原 直矢 議員**

・子ども・子育て支援について

●不登校傾向がみられる児童生徒について、初期段階での保護者の支援体制や福祉部門との連携が不十分であると見受けられるケースが存在するが見解。現状と課題認識。同、初期段階から適応指導教室等の選択肢について児童生徒および保護者に対して提示をすべきであると考えますが現状と見解。必要ないと考える場合その理由。

○学校教育部長 市内小・中学校では、不登校傾向が見られる児童生徒、保護者からの相談につきましては、担任や養護教諭のほか、スクールカウンセラーやさわやか相談室相談員などが連携しながら、学校全体で対応しております。様々な事情で登校できない児童生徒やその保護者に対して、初期段階から家庭訪問、電話連絡、教育相談等を実施する中で、ケースの状況に応じて、関係福祉機関、教育センターの学校適応指導教室、スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援等を紹介し、連携しながら対応に努めております。不登校支援につきましては、初期段階から丁寧に対応し、状況に応じて関係機関と連携していくことは、重要であると考えております。

●不登校児童生徒および保護者に対し、学校復帰と適応指導教室以外の選択肢についても当事者へのヒアリングの上、提示すべきであると考えが見解。必要ないと考える場合その理由。

○学校教育部長 市内小・中学校では、不登校児童生徒、保護者に対して面談等の中で、学校復帰について話し合う他、教育センターを介して学校適応教室や民間の居場所等を

含めた様々な関係機関につなぐことができるよう支援をしております。

●『街のとまり木』等の民間の居場所について児童生徒および保護者に周知するとともに、民間の居場所との積極的な連携が求められると考えるが見解。必要ないと考える場合その理由。

- 学校教育部長 学校が、不登校児童生徒が利用する民間施設等と連携することは、共通認識の下で社会的自立に向けた支援を推進するという観点から重要であると考えております。現在、教育センターの情報コーナーでは、民間の居場所を含め、様々な相談窓口等を掲示し、児童生徒、保護者に案内しております。情報コーナーにつきましては、ホームページで発信する他、学校への周知も行っております。

●不登校児童生徒のうち教育センターの利用者は少数であることに鑑み、家庭の支援や民間の居場所等との連携を積極的に進めるべきであると考えが見解。

- 教育長 本市では、不登校対策について、まずは、不登校を新たに生まない学校教育の充実を図ること、これが一番大切であると考えております。しかしながら、児童生徒の置かれた様々な状況から、不登校児童生徒数が増加している現状を鑑みますと、子供を巡る家庭の状況への働きかけについては、学校復帰という観点だけでなく、居場所づくりという意味でも、関係機関、関係部局と連携しながら、課題解決を図ることが極めて重要であると考えております。

・多様性推進施策について

●日本語の初期指導について、他市の例に倣いより強化していくべきであると考えますが、上尾市における現状と強化の必要性についてのご認識をお聞かせください。

- 学校教育部長 本市におけます日本語指導職員は、日本語が理解できない児童生徒に対し、日本語習得の指導や支援を行うことを目的として派遣しております。日本語の初期指導につきましては、学校生活への適応を図りつつ、個に応じた指導を行っており、現在の支援は適切なものと考えております。

●「特別の教育課程」での日本語指導を本市として行うことはできないのでしょうか。お伺いします。

- 学校教育部長 本市では、外国人児童生徒に限らず、個別に支援を要する児童生徒につきましては、各学校で個別の支援シート等を作成しております。また、外国人児童生徒に対する「特別の教育課程」につきましては、1校あたりに在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数が少なく、県の日本語指導教員配置要項の「特別の教育課程」による指導を行うための配置基準に合致しないため、実施しておりません。

●これまでの議論を踏まえて改めて確認をしますが、アンケート調査の結果も踏まえ、上尾市教育委員会としては、外国にルーツをもつ児童生徒の日本語支援、学習支援について、より充実させる必要性を認識されているのでしょうか。

- 学校教育部長 外国人市民の方々の子どもの学習支援に対するニーズにつきましては、一定数あると捉えております。「子どもの日本語の学習支援」につきましては、日本語指導職員による個別指導により支援しております。「子どもへの教科の学習支援」につきましては、日本語指導職員及びアップスマイルサポーターが教科担任等と連携し、授業において支援をしております。

●教育長にお伺いしますが、このような状況を踏まえれば、外国にルーツをもつ児童生徒について、きちんと担当部署を設けて支援に臨むべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○教育長 外国にルーツを持つ児童生徒の不登校、発達障害等に悩みを抱える児童生徒への教育相談につきましては、現在、学校と教育センターが担っております。今後も引き続き、関係機関との連携を密にしながら、それぞれの子供の個に応じた支援体制がとれるよう、充実するよう努めてまいりたいと思います。

●鈴木 茂 議員

・シティズンシップ教育について

●シティズンシップ教育とは、何か教えて下さい。

○学校教育部長 文部科学省は、シティズンシップ教育を「常日頃から社会の問題等を考え、学習、体験を積み重ねることで、社会の一員としての自覚を促し、その中で数多くの社会的課題に対して的確に意思決定できる資質を育てる教育」と示しております。

●東中学校でシティズンシップ教育が行われるようになった経緯を教えてください。

○学校教育部長 東中学校におきましては、平成 26 年度より、本市の研究委嘱を受け、シティズンシップ教育をテーマとした研究を開始いたしました。平成 27 年度から平成 30 年度までは、文部科学省から「グローバル・シティズンシップ科」の研究開発学校の指定を受けながらシティズンシップ教育の研究を進め、現在に至っております。

●chromebookの1人1台所持をまず実現するべきだ。理由は、平等に教育を受ける環境を整えてほしいと考えたからだ。との東中学校生徒の提案が出されていますが、市が説明しているGIGAスクール構想と矛盾していると思うのですが如何でしょうか。

○教育総務部長 鈴木議員からの「矛盾している」との指摘についてでございますが、端末は令和 2 年度の GIGA スクール構想の推進による国庫補助金を活用して、当時の生徒数に合わせて、端末を整備したものでございます。学校によっては、多様な授業形態に対応するために、学習者用端末をパソコン教室に配置し、端末を生徒間で共有しながら授業を展開する学校もありますが、端末の数は充足している状況でございます。

●多様な授業形態に対応するために、学校の実情に応じて運用している状況でございます。との回答ですが、東中学校では、GIGAスクール構想にも関わらずクラスに1台パソコンを置かない学校の実情とは何を意味しているのかもっと誰もが分かる言葉でお話し下さい。

○教育総務部長 端末の使用やその運用方法については、各校長が、指導方針や児童生徒の状況などを総合的に勘案して、端末を活用した適切な授業展開を判断、実施しているものでございます。

●Wi-Fi環境がないと授業が受けられないので不公平になるので何とかならないのかという指摘がありました。如何でしょうか。

○学校教育部長 オンライン学習の家庭での Wi-Fi 環境につきまして、ご質問がありましたが、令和 4 年度より、小学校及び中学校就学援助費補助事業と小学校及び中学校特別支援教育就学奨励事業において、年間 1 万 4 千円を上限として新たに「オンライン学習通信費」を支給する予定となっております。

●令和4年度より、小学校及び中学校就学援助費補助事業と小学校及び中学校特別支援教育就学奨励事業において、年間1万4千円を上限として新たに「オンライン学習通信費」を支給する予定となっております。との回答ですが、就学援助を受けている児童・生徒に補助が出るという事なのかオンライン環境のない家庭は申請すれば補助が得られるという事なのか教えて下さい。

○学校教育部長 この対象者は、就学援助又は就学奨励費を受けている児童生徒の保護者でございます。

●提案書に込めた思いの中で、例えば、学校の校舎の一部の壁や床が剥がれていたり、小・中学校の環境が整っていない部分があると書かれています。実際に私が東中の生徒から提言を受けた図書室の部屋の天井のクロスも2か所剥がれていました。これはどういう事なのでしょう。

○教育総務部長 限られた予算の中で、安全面や衛生面、また、空調等の教育環境の確保に伴う修繕について、優先的に対応しております。

●きれいな校舎や教室で生活することにより、生徒が学校で学習したいという意欲の向上にもつながる。と提言が出されていますが、市当局はどのようにお考えになるのかお聞かせ下さい。

○教育総務部長 学習をした3名の生徒からの提言はしっかり受け止めます。

●3名の生徒からの提言はしっかり受け止めます。との回答ですが、それは東中の壁紙を直すという事でしょうか？玄関の壁も傷んでいると伺いましたがそれらも直すのでしょうか。

○教育総務部長 生徒の安全面や衛生面を考慮した修繕を第一に、限られた予算の中で対応してまいります。

●各学校の修繕等の予算はどうなっているのか教えて下さい。

○教育総務部長 令和3年度予算の修繕料といたしましては、1校あたり、約260万円となっております。

●1校あたり、約260万円との事ですが、それで足りているのでしょうか。

○教育総務部長 令和4年度予算の修繕料は、令和3年度予算から2割程度増額し、1校あたり、約315万円を計上しておりますので、修繕箇所を精査し、対応してまいります。

●教育長にお尋ねします。修繕等をどうするのかは、教頭先生が担当しているのかと思いますが、学校の整備等に使う予算を使い切ってさらに補充を頼む学校と予算を残す学校があると教育総務部からお聞きしましたが、この予算の使い方が教頭先生の評価と関係してくるのでしょうか？教えて下さい

○教育長 予算を残すこと、使い切ることだけをもって評価することはございません。

●東中学校のようなシティズンシップ教育を他の中学校でも導入しないのかお聞きします。

○学校教育部長 シティズンシップ教育につきましては、令和3年度から、市内全中学校において、年間20時間程度、各学年の総合的な学習の時間に実施しております。

●主権者教育という言葉も聞きますが、主権者教育とシティズンシップ教育の違いはありますか。

○学校教育部長 文部科学省では、主権者教育を「主権者として社会の中で自立し、他

者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育」と示しております。それに対し、シティズンシップ教育は、「社会の一員としての自覚を促し、その中で数多くの社会的課題に対して的確に意思が決定できる資質を育てる教育」と示されておりますので、主権者教育とシティズンシップ教育は、関連している内容が多いと認識しております。

●教育長にお尋ねします。紹介した大石中学校の衆院選模擬投票をどのように捉えているでしょうか？池野教育長のお考えをお聞かせ下さい。

- 教育長 中学生が公民の学習の中で、選挙の仕組み、社会参画の意義などを学び、政治や選挙への関心を高める、また、模擬投票のような学習活動を実際に行うこと、このことは、有意義なものだと思います。

●東中学校の生徒からも教員の負担の心配が出されています。文科省の教師不足の実態調査(資料)からも分かるように全国的に教師の不足が問題になっております。産休や病休になった教員の代わりがなかなか見つからないという実態が明らかになりましたが、上尾市ではどうなっているのか教えて下さい。

- 学校教育部長 産休・育休者や病休者などの代替教職員は、県教育委員会への登録者から、その候補者を探すこととなっておりますが、県教育委員会への登録者が年間を通して少ないため、全県的に代替教職員を確保することが非常に困難な状況となっております。本市におきましても同様でございます。

●この調査でも指摘されている教員免許状の更新がされていない為に教壇に立つ事ができない免許取得者がいてこれが教員不足の一員との事で、教員免許更新制度が廃止となるとの事ですが、どのようになるのか教えて下さい。教員免許を更新しなかった人も資格が復活して教壇に立てるようにするのか見通しを教えてください。

- 学校教育部長 教員免許更新の発展的解消を実現するためには国会による法律改正が必要であり、文部科学省においては、今後、通常国会への法律提出を目指して、具体的な検討・調整を行っているとのことでございます。教員免許失効者の対応につきましては、現在明らかにされておられません。

●令和2年6月議会で部活動指導員単独の指導、引率、監督も認めて中学校の先生の部活の負担を軽減すべきと取り上げましたが、教育長のお考えをお聞かせください。

- 教育長 本市が採用している外部指導員は、単独で指導引率、監督はできないものとなっておりますが、外部指導者の活用は、部活動の負担軽減につながっております。今後とも、「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に基づき、引き続き、教員の負担軽減に努めてまいります。先ほど、鈴木議員が、紹介をいただきましたけれども、令和5年度を目途に、国が、文部科学省が、中学校、高等学校の部活動についての大きな方針を出すということになっております。本日、あの読売新聞の方にだけ、掲載されましたが、残念ながら、読売新聞のあの記事以外の新聞には、全く掲載がされておませんでした。実際、あのような形で部活動が改革され、学校ごとの形で中体連の全国大会に参加できる形から、メスが入るかどうかも定かではありません。現状としては、部活動の改革については、やはり、高等学校の部活動も含めて、国全体の部活動の方針がどう変わっていくのか、これを見ないことには、上尾市が単独で、部活動について、大き

く、かじをきるのはなかなか難しいというところで、御理解いただきたいと思います。

●文科省から部活動に対しての方策が示されましたが、池野教育長の答弁では文科省の方策に反していると思いますが、如何でしょうか。

- 教育長 平成 29 年に出されました、この文科大臣の設定というものでございます。ここに書かれているような方向で全国的に部活動に関する改革をどう進めるかということが、今進められております。先ほど、ちょっと紹介いたしました読売新聞の掲載ですが、あそこをご覧くださいと、あそこは、スポーツ庁になっております。文部科学大臣の下で行われます、文部科学省としての改革の案と、スポーツ庁が中学校、高等学校の部活動の中のスポーツの部分について、これが大きくウエイトを占めている関係があつて、この辺も国の中で文部科学省とスポーツ庁との綱引きと言いますかね、その辺のところではなかなか大きな母体、部活動、大変大きな母体なものですから、なかなか進まない。鈴木議員が御指摘の通り、教職員の負担軽減のためには、こうしたことについては、今後も研究をしていかなければならないと私も同じように考えております。それから、現実ですね、すでに上尾市の子供たちが参加している大会の中には、保護者が代表して、部活動の方の大会に参加をしていると、というような実例もございます。少しずつ、そういうのも含めまして、研究はすすめていかなければならないと、そういうふうに思っております。

●最近ではコロナ禍で中学校の入学式に呼ばれる事はなくなりましたが、コロナ以前での招待された中学校の入学式では、どの中学校でも職員紹介の場で、職員の教科と部活名が紹介されていましたが、教科は当然免許があると思うのですが、部活動の免許はあるのでしょうか。

- 学校教育部長 教員の免許は、教育職員免許法に基づいており、その中に、部活動の免許は、ございません。

●中学校の入学式では、免許のある教科だけの紹介に留めた方が良いのではと思っておりますが、教育長のお考えをお聞かせ下さい。

- 教育長 部活動については、小学校 6 年生を卒業して、中学 1 年生に上がる段階で、やはり子供たちの興味関心、楽しみ、これはもう大変、大きいものがあります。中学 1 年生に入ってくると、勉強ももちろん、関心を持っている子も多いですが、やはり、部活はどこに入ろうかな、という本当に子供らしい興味関心を持って入ってきます。そういう中で、やはり、入学式において、部活動の顧問を紹介しないというのは、逆に言えば、子供たちからすれば、なんで、何部に入りたいと思っているんだけど、何先生なんだろうというのを、どっちかという、応えられないような形になろうかと思いません。鈴木議員が御心配していただいているように、確かに専門的なものを持っていない者が顧問をしている場合もありますけれども、その中でいろいろ研究しながら進めておりますので、ぜひ、その辺は、御理解いただいて、新入生や保護者の期待に応えるためにも、今後ともやはり進めていくべきではないかなと私は考えております。

●給食費の集金も教員の余計な負担と思われれます。給食費も学校毎の会計から市全体での会計いわゆる公会計にして、市が集金を一括して行う方が教員の負担が軽減されると思いますが如何でしょうか？また公会計の方が小規模学校や未納者が多いためにおかずに差ができるという問題も解消されると思うのですが如何でしょうか。

○学校教育部長 給食費の公会計化につきましては、教職員の負担軽減や安定的な学校給食運営の観点から、令和5年度の実施に向けて進めているところでございます。

●令和2年の6月議会でコロナ禍での教員の負担についての質問に対して「予想以上に教職員による消毒作業に時間がかかっています」と答弁しています。この消毒も教師ではなく別の組織の人がやるようにすれば教師の負担は軽減されると思いますが如何でしょうか。

○学校教育部長 消毒作業につきましては、令和2年7月に、シルバー人材センターと協議し、学校用務員の業務に、消毒作業を加え、教職員を補助する体制を整えております。現在、教職員は原則として、清掃時に簡易な消毒作業を行う程度としております。

・若者の就労支援について

●若者のひきこもりを解消するには、相当の時間と労力が必要だと思われます。引きこもりになる前の不登校の段階での早期対応が必要と思います。特別支援学級の児童・生徒は適応教室へ行く事ができないと伺いましたがどうしてでしょうか。

○学校教育部長 現在、学校適応指導教室につきましては、特別支援学級在籍という理由で、利用できないということはありません。教育センターでは、対象児童生徒や保護者とのカウンセリングを通して、本人の適応状況を確認した上で、段階的に利用を進めております。

●特別支援の児童で不登校児の保護者からの相談ですが、なぜこの児童の適応指導教室通学はみとめられなかったのでしょうか。また、特別支援学級に通う保護者には、特別支援在籍の児童・生徒は適応教室に入れてもらえないと多くの方が認識していると聞きましたがいかがでしょうか。

○学校教育部長 個別の相談内容につきましては、それぞれ個々に状況は異なりますが、今後も、学校適応指導教室をはじめとする、教育センターの利用方法等を適切かつ丁寧な周知に努めて参りたいと存じます。

●教育センターの適切な利用を周知しますとの答弁ですが適切な利用ができないと判断されて適応教室を断られた児童・保護者はどうしたらよいのでしょうか。

○学校教育部長 教育センターでは、個別の状況に応じて、相談者に寄り添い、丁寧かつ粘り強い相談対応に努めて参ります。

●小学校にはさわやか相談員はいますか？さわやか相談室はありますか。

○学校教育部長 現在、中学校に配置されているさわやか相談室相談員が、月1回程度、学区の小学校を訪問し、さわやか相談室を開設しております。

●小学生の不登校児が年々増加しています。不登校になる前に教室に入れられない児童が通える場所として保健室の他にさわやか相談室のような居場所を設けるべきと考えますがご見解をお聞かせ下さい。

○学校教育部長 小学校の不登校が増加している状況につきましては、課題であると捉えております。教室に入ることができない児童にとって、教室以外の居場所が学校内にあることは、極めて重要であると考えております。

●浦和 三郎 議員

・小・中学校の学校給食費の負担軽減

●負担軽減となる対象世帯は。

○学校教育部長 小・中学校の児童生徒を3人以上養育する世帯を対象として、第3子以降の学校給食費を全額補助するものでございます。

●想定対象人数と予算額は。

○学校教育部長 想定している対象人数につきましては、535人を見込んでおり、予算見積り額は約2,590万円でございます。

●第3子以降の基本的な考え方の事例を示してください。また、他市や私立に通学する児童生徒も対象とするのかも、事例で示してください。

○学校教育部長 事前に議長の許可を得て、配布させていただきました資料を併せてご覧いただきたいと存じます。第3子以降の考え方につきましては、他市や私立の小・中学校に在籍する児童生徒も含め、3人以上養育する世帯を対象といたします。ただし、上尾市立学校に在籍する児童生徒を1人以上含む必要がございます。補助対象となるのは、原則第3子以降の児童生徒の給食費相当分でございますが、例えば「例3」のように第3子の児童生徒が私立に通学する場合は上尾市立学校に通学する第2子の児童生徒の給食費を全額補助いたします。

●助成制度を受けるための方法は。

○学校教育部長 保護者から毎年度申請いただき、審査後、支給決定するものでございます。

●いつから実施、周知方法は。

○学校教育部長 令和4年4月から実施予定でございます。周知方法につきましては、該当者へ個別に通知する他、全ての保護者にもメールでお知らせをいたします。また、広報、ホームページへの掲載もしてまいります。

●就学援助受給者で父・母・子供3人で世帯総所得が持家350万、賃貸420万の場合の給食費と助成制度との違いは。

○学校教育部長 就学援助制度は経済的な理由から就学が困難と認められる児童生徒の保護者へ必要な経費の一部を援助する制度で、この場合、児童生徒の給食費は3人とも支給されます。一方、本事業は、多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境の更なる充実を図るための制度で、第3子以降に限定した支援となるものでございます。

●学校給食法に「学校給食の目標」として7つの目標が掲げられているが、どのような指導を行っているのか。

○学校教育部長 各学校では、学習指導要領に基づき、食に関する指導計画を作成しております。具体的には、バランスのよい食事をとることの大切さなどを担任と栄養士が指導したり、献立においては、郷土料理や世界の料理を取り入れることで食文化について理解を深めたりしております。

●給食費負担軽減対象となる不登校児童の給食費の扱いは。

○学校教育部長 長期欠席などにより喫食していない児童生徒の給食費は徴収しておりませんが、喫食した場合には、相当分は全額補助といたします。

●今後の拡大についてどのように考えているのか

○市長 本事業は、子育て環境の更なる充実を図るため、令和4年度から経済的負担の大きい多子世帯に対する給食費補助をすることといたしました。学校給食費につきましては、学校給食法において、実施に必要な施設及び設備に要する経費や職員の人件費以外の経費は保護者負担とされております。このことから、学校給食費の負担軽減の拡大については、現時点では、考えておりません。

●樋口 敦 議員

・アーバンスポーツについて

●国の動向について、どのように把握しているか。

○教育総務部長 アーバンスポーツは、東京2020オリンピックにおける日本人選手の活躍の影響もあり、若者を中心に人気が高まっていることから、この普及を通じて、青少年の健全な育成支援と国民の健康増進に貢献することを目的として、JOC（日本オリンピック委員会）をはじめ、一般社団法人日本アーバンスポーツ支援協議会が主体となって推進をしております。

●市内の競技人口について把握しているか。

○教育総務部長 若い世代を中心に競技者は増加傾向であると認識はしておりますが、市内競技人口の把握はしておりません。

●スポーツ科学拠点施設の整備における県への要望について、市はどう考えているか。

○教育総務部長 埼玉県では、スポーツ科学拠点施設の事業概要として、「競技力向上の拠点施設」の機能と、「県民が利用しやすく、健康づくりに寄与する施設」として、生涯スポーツや健康増進、公園の賑わいの創出を掲げております。地元市としましては、スポーツ科学拠点施設を中心に上尾運動公園エリアが新たな魅力を発信し、賑わいのあるエリアとなるよう、園内へのスケートボードや3X3(スリーエックススリー)などのアーバンスポーツ施設の設置についても県に要望して参ります。

●本市での課題は何か。

○教育総務部長 アーバンスポーツは、若い世代の関心が高まる中、騒音対策や立地環境等の整備地に関することが、主な課題と考えられます。

●市内に練習場所があるか。

○教育総務部長 現在、市内の公共施設においてスケートボードなどの練習が可能な場所はございません。

●さいたま水上公園駐車場開放の情報を市のホームページ等で周知することについての見解。

○教育総務部長 さいたま水上公園を管理する上尾運動公園管理事務所によりますと、第2駐車場の利用が無い場合、日中のみ一般開放しておりますが、スケートボード等の専用の練習場所として開放している訳ではないとのこと。そのため、市のホームペ

ージで周知する考えはございません。

●専用施設について他市町村の取組み。

○教育総務部長 県内の主な公営施設における練習場所として、さいたま市、鴻巣市、加須市、吉川市などにスケートボードの利用が可能な施設がございます。鴻巣市の上谷総合公園スケートパークにおきましては、常時、管理人を配置し、鴻巣市在住・在勤の方以外の北本市、桶川市在住の方についても同一の利用料金で利用できるなどの取組みを行っております。

●市内に専用練習場所の開設計画はあるか

○教育総務部長 市といたしましては現在、具体的な整備計画等はありませんが、幅広い世代の市民が安全・安心に利用できる環境整備に向け、今後の調査、研究が必要なものと考えております。

●過去に大会やデモンストレーションの誘致実績があるか。

○教育総務部長 本市においてアーバンスポーツに関する大会等の誘致の実績はございません。

●体験教室等を本市でも行うことについての見解。

○教育総務部長 アーバンスポーツは、新たにスポーツを始めようとする人にとっても、遊びの要素を取り入れやすいアクティビティとして、子どもから大人まで親しみやすいスポーツです。本市におきましてもスポーツの新たな在り方として、親子で一緒に楽しめるスポーツとして体験の場などの検討は、必要と考えております。

●大会誘致やデモンストレーションについて、今後の方針と計画は。

○教育総務部長 本市では、第2期上尾市スポーツ推進計画において「観るスポーツ」の機会の提供を掲げ、トップレベルの競技を実感することで、市民がスポーツに親しみ、スポーツへの参加意欲を高める効果もあると考えております。アーバンスポーツは、技を見せるということが競技の面白さのひとつであり、「観るスポーツ」として、若い世代の方々からも多くの支持が期待できることから、今後の調査・研究が必要なものと考えております。

〔令和4年3月14日(月曜日)〕

●戸野部 直乃 議員

・上尾市幼児教育について

●第2回幼児教育推進協議会の内容についてお聞かせください。

○学校教育部長 第2回幼児教育推進協議会は、令和4年2月7日に実施いたしました。内容といたしましては、幼児施設及び上尾市幼・保・小連携合同研修会の視察に係る報告と、協議を行いました。協議内容の一点目は、「幼児・保育施設での発達支援の必要な幼児に係る課題解決の手立てについて」と二点目は「発達支援を必要とする幼児の小学校への接続に関する現状と課題の把握について」でございます。

●協議のなかでは、どのような意見があったかをお聞かせください。

○学校教育部長 幼児期の発達支援に関しましては、幼稚園等での子供の姿や教員等の支援などを保護者と共有し、クラス全体の中で支援していくことが大切であるなどの意見が出されました。また、発達支援相談センターの発達支援専門員による巡回指導を有効に活用するとよいなどの意見もございました。幼児の小学校への接続に関しましては、現在も行っております、幼児の小学校体験や教師間の情報交換などを通して支援に連続性をもたせることが大切であるなどの意見がございました。

●幼保小連携推進事業の具体的な事業内容について。

○学校教育部長 事業内容といたしましては、幼児教育推進協議会の運営、上尾市幼・保・小連携合同研修会の実施及び幼児教育研究委嘱などがございます。新しい事業内容である幼児教育研究委嘱につきましては、上尾市内の私立幼稚園及び認定こども園に、特色ある幼児教育や幼・小の接続に関する取組などについて研究委嘱を行うものがございます。

●新たに幼児教育研究委嘱することにした経緯とねらいは。

○学校教育部長 幼児教育研究委嘱のねらいは、特色ある幼児教育や小学校との接続に関する取組を推進することです。本事業設定の経緯といたしましては、令和3年7月15日に、中央教育審議会教育課程部会において「幼児教育スタートプラン」が策定され、本市におきましても、幼児教育をより一層推進していくことが必要であると考えるためでございます。

●幼児教育の所管課はどこになるのか。

○学校教育部長 市立幼稚園は教育委員会が所管しております。私立幼稚園及び認定こども園の教育部分は、学校教育法などに基づき、学校教育機関として運営され、所管は県知事と定められております。また、市立保育所、私立保育園及び認定こども園の保育部分については保育課が所管しております。このような中、総合的な幼児教育の推進に関しましては、教育委員会が担当しております。

●幼児教育アドバイザーの設置もしくは、幼児教育専任の指導主事の配置により幼児教育の質の向上に取り組んでいる自治体がありますが、設置のお考えは。

○学校教育部長 幼児教育アドバイザーにつきましては、現時点で設置の予定はございませんが、教育委員会では、幼児教育を担当する指導主事を配置しております。

●どのような方が幼児教育担当指導主事になっていますか。またその業務内容についてお聞かせください。

○学校教育部長 現在、幼児教育を担当する指導主事は、小学校教諭の経験者が担っております。業務内容につきましては、幼稚園訪問に係る指導、幼保小連携合同研修会の企画・運営、幼児教育推進協議会の事務局、県主催の研修会等への出席などがございます。

●上尾市幼児教育の指針とは何か。

○学校教育部長 国の「幼児教育スタートプラン」などを参考に、国や県及び県教育委員会の動向にも注視しながら、幼児教育の関係課や私立幼稚園・認定こども園協会、私立保育園協会等と連携し、これまでの本市の幼児教育の実績を踏まえ、本市の幼児教育

の指針や理念を含めて研究を進めていくものでございます。

●幼児教育の指針や理念定めることの重要性については共通の認識で持っていてくださっていることはわかりましたが、目指すべき指針がないまま事業だけが進んでいくことに不安を感じます。なかなか指針が示されないのはなぜでしょうか。また、いつをめどに示す予定でいるのか。

○学校教育部長 幼稚園では幼稚園教育要領、認定こども園では幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育園では保育所保育指針に基づき、各施設において教育及び保育に取り組んでいるところでございます。これらを踏まえ、本市の総合的な幼児教育の指針等も、幼児教育の関係機関と協議を重ね、今後、検討してまいりたいと存じます。

●荒川 昌佑 議員

・新型コロナの各種対応について

●小学校休業等対応助成金の周知について、学校の周知状況。

○学校教育部長 教育委員会では、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について、県の通知に基づき複数回通知しております。対象となりますのは、小学生の保護者及び中学校の特別支援学級に在籍する生徒の保護者でございますが、その対象となる保護者には、連絡メールで周知しております。

●オンライン授業について実施をしている学校について校長判断の理由。

○学校教育部長 オンライン授業の実施に当たっては、各学校において、児童生徒の個々の実態や発達段階を考慮した上で、個に応じたきめ細やかな対応をする必要があるためでございます。なお、教育委員会といたしましても、オンライン授業について、積極的に推進するよう、通知や校長会議などで、全校に指導しております。

●感染不安により自主的に欠席(忌引き・出席停止)をしている生徒はいるか。

○学校教育部長 令和4年1月11日から1月31日までに、感染不安により登校できなかった日が1日でもある児童生徒は小学校659名、中学校は95名おりました。また、そのうち、1日も登校できなかった児童生徒は小学校18名、中学校はおりませんでした。

●同生徒の学習支援について。

○学校教育部長 やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対する学習支援につきましては、家庭と連携を図り、教科書やオンラインドリル等での学習課題を提示したり、授業をライブで配信したりしております。

●新型コロナウイルス感染症等による欠席を含め、長期間欠席していた児童生徒の学習の遅れが心配されますが、そのような児童生徒に対する支援はどのように実施しているか。

○学校教育部長 長期間欠席をしていた児童生徒への学習支援につきましては、欠席をしていた間の学習状況を確認し、休み時間や放課後等も使うなどして、個別に補習を行っております。

●出席扱いとならない理由について。不登校の生徒との対応との整合性。

○学校教育部長 現在、国や県の通知により、「非常時にオンラインを活用した特例の

授業等を実施した場合も含め、分散登校により臨時に学年の中の一部を休業した場合等については、指導要録の『出欠の記録』において、その日数を『出席停止・忌引き等の日数』の欄に記入する。」としてございます。なお、長期欠席児童生徒につきましては、「不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上『出席扱い』とすることができる。」というふうに示しております。

●出席停止扱いとなることについて対象児童が将来的に何かしら不利になることはあるか。

○学校教育部長 令和3年10月8日付け発出された県通知「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて」の中におきまして、「調査書には欠席日数のみを記載するなど、特定の志願者が不利益を被ることがないように」と示されており、「出席停止扱い」が不利になることはございません。

●学習支援端末について配備状況、全生徒数分同仕様の端末が用意されているか。

○教育総務部長 端末は、令和2年度のGIGAスクール構想の推進による国庫補助金を活用して、当時の児童生徒数に合わせて、整備いたしました。端末の仕様は、平成30年度に中学校、平成31年度に小学校のパソコン教室に整備したWindowsタブレットと令和2年度に整備したChromebookの2種類がございます。

●道下 文男 議員

・**コロナ禍における行政課題について**

●学校における感染症に関する課題と対策をお聞かせください。

○学校教育部長 課題につきましては、この第6波の特徴として、各校が感染対策を強化し対策に取り組んだものの、児童生徒及び教職員の感染が急拡大したことでございます。対策といたしましては、同一学級内に2名以上の陽性者が判明した場合や、児童生徒の出席状況や活動状況などにより感染拡大の恐れがある場合には、速やかに学級閉鎖等を実施し、感染拡大の防止を図ったことでございます。

●感染不安や学級閉鎖等、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習保障についてお聞かせください。

○学校教育部長 感染不安や学級閉鎖等、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習保障につきましては、家庭と連携を図り、教科書やオンラインドリル等での学習課題を提示したり、授業をライブで配信したりしております。

[令和4年3月16日(水曜日)]

●戸口 佐一 議員

・**ゼロカーボンに向け実効ある政策を**

●小学校における、2014(H26)年度と2020(R2)年度のCO2排出量は。

○教育総務部長 小学校22校における、CO2排出量は、2014年度が、約2,494t、2020年度は、約2,530tでございます。

●2014年度(2, 494t-CO2)2020年度(2, 530t-CO2)とCO2排出量が、逆に増加しているが。要因は。

○教育総務部長 2020年度のCO2排出量につきましては、コロナ禍による換気の励行により、エアコン使用電力量の増加が要因としてあるものと推定されます。

●どのような省エネの取り組みが行われているか。

○教育総務部長 小学校では、富士見小学校及び中央小学校に、屋上太陽光パネルによる太陽光の利用、トイレ洗浄水等に雨水の利用をしております。また、夏季の節電対策の一環として、緑の募金緑化事業交付金を活用した、緑のカーテンの整備を進めていると共に、学校節電対策マニュアル等に基づき、日頃の節電に努めております。

●雨水利用は2校だけか。他の学校は。

○教育総務部長 雨水をトイレ洗浄水等に利用する場合、大容量の雨水貯留槽等を設ける必要がございますので、小学校につきましては、近年、改築工事を行った、2校のみとなっております。

●緑のカーテンの設置校は何校か。今後の設置予定は。

○教育総務部長 小学校 11校に整備しております。また、令和4年度は、瓦葺小学校に設置を予定しております。

●地球温暖化問題についての授業の取り組み。

○学校教育部長 地球温暖化問題を取り上げた小学校の授業例としては、小学校6学年の社会科「世界の中の日本」の単元において、グローバル化する国際社会に主体的に生きる公民としての資質・能力を育成することを目的として、地球温暖化問題に取り組む、世界の国々の人々の活動を学習し、連携・協力して共に生きていく大切さについての自覚を養うなどの授業がございます。

●文科省・国交省で出している「学校ゼロエネルギー化に向けて」では照明が45%・換気14%・暖房22%・冷房4%となっている。小学校22校の照明に関わる年間電力量は、おおよそいくらか。

○教育総務部長 小学校22校における、令和2年度の年間電力量は、約471万kWhとなっておりますので、その内の45%相当としては、約212万kWhとなります。

●LED設置の進捗状況は。

○教育総務部長 LED照明につきましては、令和3年度12月補正予算にて議決をいただきました、体育館照明器具交換工事が完了することにより、小学校は、10校の体育館がLED照明となります。

●教室のLEDは、とにかかっていない。体育館は22校中10校がLEDになるとのこと。体育館・教室等のLED化の計画は。

○教育総務部長 学校施設整備全体の中で検討してまいります。

●全てLEDに移行したなら、年間電力量はどのくらい削減できるか。CO2に換算すると。

○教育総務部長 従来の蛍光灯とLED照明の消費電力を比較した場合、約65%の削減が見込まれますので、小学校の年間電力量といたしましては、約138万kWhの削減となります。また、令和2年度の小学校における、CO2排出量と年度比較した場合、年間

の削減量といたしましては、おおよそ 740t 程度の削減が図れるものとなります。

●文科省ではR3年5月に小・中学校の再生可能エネルギーの設置数の推移を出している。太陽光発電では、H21年1202基からR3年は9706基と12年間で8倍に増設されている。小学校における、外灯など小規模な太陽光発電の設置数状況は。

○教育総務部長 太陽電池式の外灯につきましては、鴨川小学校に 1 台、芝川小学校に 4 台の設置がございます。

●この間、太陽光パネル設置を要望してきたが「費用対効果・屋上防水・重量に耐えられない」との理由で進められていない。いま必要なのは、市が先頭に立って「ノーカーボン宣言」を実現させることです。「建物が重量に耐えられない」ではなく、重量に耐えられる大きさの太陽光発電にすればよい。様々な検討して学校施設に再生可能エネルギーを設置すべきと思うが見解を伺う。

○教育総務部長 太陽光パネルの設置につきましては、児童生徒の更なる安全を考慮し、旧耐震基準の校舎等への設置は、現在のところ予定はございません。

●当面、外灯など小規模な太陽光発電を未設置の学校に配備し、子供たち・市民にゼロカーボン推進また教育の一環として「見える化」が必要と思うが見解を。

○教育総務部長 外灯の交換等の際は、太陽電池式の外灯も含め、検討してまいります。

●**轟 信一 議員**

●プール更新計画について

●市内の学校プールの築年数、老朽状況は。

○教育総務部長 本市における小・中学校のプール施設については、建築年数が 40 年以上の学校が 23 校、30 年以上 40 年未満の学校が 6 校、30 年未満の学校が 4 校となっており、30 年を超える学校が 88%と老朽化が進んでいます。老朽化の状況としましては、プール槽の塗装の剥がれ、ろ過装置やポンプの不具合、配管の穴あきなどが発生しており、必要に応じて補修や修繕を行い使用している状態でございます。

●調査特別委員会で民間プールの築年数についての質問に「報告書で」と回答していますがまだ回答がありません。民間プールの築年数についても、教えてください。

○教育総務部長 市内にある 3 つの民間スイミングスクールの建築年数は、20 年前後となっております。

●市は教育として水泳授業をどのように考え、実施しているのか、お聞かせください。

○学校教育部長 水泳運動は身体の調和的な運動であり、児童生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持にもつながるものでございます。また、水難事故から命を守るための技能を身に付けさせることを目的として、水泳授業を適切に実施しております。命を守るための指導といたしまして、学校では、水泳の泳法を安全に活用する能力を向上させるとともに、水泳の事故防止に関する心得について指導しております。また保健分野の応急手当との関連を図ったり、着衣での水泳を児童生徒が実際に体験したりするなどの指導がございます。

●児童生徒が水の事故から生命を守ることができるよう、各校では、どのような指導を行っているの

か、お聞かせください。

- 学校教育部長 先程と重なりますが、学校では、水泳の泳法を安全に活用する能力を向上させるとともに、水泳の事故防止に関する心得について指導しております。また保健分野の応急手当との関連を図ったり、着衣での水泳を児童生徒が実際に体験したりするなどの指導がございます。

●水泳授業の現在の年間授業時間数についてお聞かせください。

- 学校教育部長 水泳授業の授業時数につきましては、「埼玉県小・中学校教育課程編成要領」に基づき、各校で各学年 8 時間から 10 時間程度、設定しております。

●調査特別委員会で「今の水泳授業に課題はあるのか」に対して、「ない」と答えていますが、民間活用を検討する理由として、「財政的なもの」以外に何があるのかをお聞かせください。

- 学校教育部長 現在、各学校では学習指導要領に基づき、適切に水泳指導をしておりますが、授業実施上の課題としては、三点挙げられます。一点目は、天候によって、計画的な授業実施が難しいことでございます。二点目は、児童生徒の安全を確保する観点から、特に小規模の学校において、複数の監視者を配置することが、困難となっていることでございます。三点目は、利用期間中における、毎日のろ過装置などの機器の管理や水質管理などが、教職員にとって負担となっていることでございます。

●上尾市の水泳授業及びプール施設の検討状況について

- 教育総務部長 安心、安全な状況下で円滑に水泳授業を実施することができるよう、今後の上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方について検討しているところでございます。検討にあたっては、水泳授業実施における現状や課題等について把握するための小・中学校アンケート調査、民間スイミングスクールを活用して水泳授業を実施している自治体の視察、市内及び近隣の民間スイミングスクールの視察を行いました。また、公営プールの活用や学校間でプール施設を共同利用している県内の自治体に調査を行いました。

●昨年5月に行った教職員対象のアンケート調査について、どのような声が多かったか、お聞かせください。

- 学校教育部長 水泳授業実施上の課題として、意見の多い順に、安全確保のための監視員等の人員不足、施設の老朽化、天候に左右される屋外プールにおける水泳指導の時間確保でございます。

●水泳授業で民間スイミングスクールを活用した他市の事例について。

- 教育総務部長 近隣の自治体では、桶川市、北本市、志木市が、民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施しており、学校から民間スイミングスクールまでの移動、水泳授業の実施方法などを確認するため、昨年 12 月に視察を行いました。

●水泳授業のカリキュラムについて、視察した3市の事例をお聞かせください。

- 学校教育部長 カリキュラムにつきましては、視察した 3 市、どの市においても、民間スイミングスクールへの移動の時間を考慮し、移動時にバスを使用するとともに、2 単位時間を連続して水泳授業を実施し、授業時間の確保と移動回数の削減を図ってまいりました。

●週にどのくらい、民間スイミングスクールを使用できるのか。

○教育総務部長 視察した 3 市では、施設の休館日や平日の営業開始前の、一般の利用者がいない時間帯を利用して、水泳授業を実施しておりました。

●移動について伺う。

○教育総務部長 視察した 3 市では、民間スイミングスクールまでの移動にバスを利用しておりましたが、それぞれのバスには、必ず教職員が乗車し、児童生徒の安全を見守っておりました。

●視察した3市における、児童生徒に対する指導体制について、お聞かせください。

○学校教育部長 視察した 3 市におきましては、学校が作成した指導方針に従い、民間スイミングスクールのインストラクターが中心となって、児童生徒への水泳指導を行い、教員はプールサイドから児童生徒の学習評価を行うといった役割分担がされておりました。また、1 人のインストラクターが、15 人から 20 人の児童生徒を担当できるよう、泳力別にコース分けがなされておりました。

●視察を行った民間プールの現況について。

○教育総務部長 市内では、上尾スウィンスイミングスクール、コナミススポーツクラブ北上尾、ウィングスイミングスクール上尾校、近隣では、さいたま市見沼区にあるスウィン大教スイミングスクール東大宮の 4 か所の視察を行いました。

●視察結果は(施設の仕様や安全性)。

○教育総務部長 各施設ともにバスの停車場所から施設までの移動についての安全性が確認でき、児童生徒の動線は分かりやすく、非常時の安全管理体制についても整っておりました。また、民間のプール施設については、季節に左右されずに通年利用ができ、更衣室やプール室について、2~3 クラス程度の児童生徒が利用する広さ及び用具が確保されていることが確認できました。

●更新した時の予算 積算根拠。

○教育総務部長 プール更新に係る 1 校当たりの総費用を、30 年間で算出しました。建設費と解体費は、平成 28 年度に久喜市が小学校のプールを建設した際の工事費を参考にしまして、約 3 億円と見込みました。また、修繕工事費、水質維持管理費、光熱水費などの維持管理に係る費用は、過去の実績から年間約 180 万円と見込み、30 年間では約 5,400 万円と積算いたしました。以上のプール更新費用と維持管理費用の結果から、プール更新に係る 1 校当たりの総費用を約 3 億 5,000 万円と積算したところでございます。

●民間委託時の予算 積算根拠。

○教育総務部長 民間スイミングスクールを活用した水泳授業を行うにあたり、民間スイミングスクールから概算見積もりを徴取した結果から児童生徒ひとり 1 回あたりの金額を 2,455 円と算出し、水泳授業を年間 6 回行うと仮定し、児童生徒 1 人あたりの年間費用を約 1 万 5,000 円と見込みました。この児童生徒 1 人あたりの年間費用に、1 校あたりの児童生徒数を 33 校の平均である 508 人を乗じ、1 校あたりの年間費用は約 750 万円と見込み、30 年間では約 2 億 2,500 万円と積算しました。以上の費用にプール施設

の解体費を加えて、民間スイミングスクールを活用して水泳授業を実施した場合の総費用を約2億5,000万円と積算したところでございます。

●期間を30年とした理由。

○教育総務部長 プールの水槽やその防水、ろ過装置や給排水管などの設備は、概ね30年で大規模な改修や交換が必要となることを踏まえまして、コスト比較の期間を30年として積算したところでございます。

●長寿命化について。

○教育総務部長 現在協議中の基本方針では、民間プールや公営プールの活用の他に、学校プールの共同利用についても方策を検討することとしております。学校プールの共同利用の検討にあたっては、倉敷市の事例も参考事例の一つとして挙げられると存じます。

●今後の予定について

○教育総務部長 上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方基本方針については、3月の定例教育委員会において議案として提出し、審議・決定する予定でございます。

・安心して学ぶための支援を

●1月から2月の小・中学校の感染状況を、児童生徒、教職員別に教えてください。また、学級閉鎖を実施した学校数と学級数を教えてください。

○学校教育部長 令和4年1月から3月8日現在の陽性者数は、小学校児童974名、中学校生徒212名、教職員67名でございます。また、3月8日現在で、小学校21校、のべ135学級、中学校10校、のべ26学級が学級閉鎖を実施いたしました。

●学級閉鎖は、何日ほど行うのでしょうか。

○学校教育部長 土曜日・日曜日を含めて、5日間程度としております。

●学校で陽性者が判明した場合は、検査は実施できるのでしょうか。

○学校教育部長 検査につきましては、原則病院を受診いただくこととしております。

●上尾市の小・中学校では、どのようなオンライン学習が行われているのか、また、どのようにオンライン学習の推進を図ってきたのかをお聞かせください。

○学校教育部長 現在、各学校では、感染不安や学級閉鎖等、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習保障の一環として、家庭と連携を図り、オンラインドリル等の学習課題を提示したり、授業をライブで配信したりしております。オンライン授業の推進につきましては、ICT活用に係る研修を複数回にわたり行うとともに、令和3年9月には、「AGEO・オンライン・トライアル」として、オンライン学習を市内すべての小・中学校で試行するなどしております。

●インターネット環境がない家庭のお子さんは、どのようにオンライン授業を受けるのか、お聞かせください。

○学校教育部長 教育委員会では、インターネット環境がない家庭に対し、「貸し出し用Wi-Fiルーター」を準備しております。また、家庭でオンライン授業を受けることが

難しい児童生徒につきましては、必要に応じて、学校に登校した上で、オンライン授業を受けられるようにするなど配慮している学校もございます。

●情報端末の普及が、児童生徒の心と体へ悪い影響を与えることが懸念されています。それについてどのように指導しているのか、お聞かせください。

○学校教育部長 各学校では、ネット利用における注意点やトラブルなどの事例を、児童生徒が学習者用端末等を使いながら、アニメーション動画やクイズ形式で分かりやすく学べるような教材を用いて指導しております。また「学習者用端末利用の手引き」「利用のルール」等を活用し、児童生徒の健康を守るため、学習者用端末等の利用時間が長時間にならないよう指導しております。

●教育のICT化を進めてきた中での成果と課題について、保護者や地域に情報共有する機会があるのか。

○学校教育部長 各学校では、ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域に向けた情報の発信を行っております。教育委員会といたしましても、GIGA スクール構想に係る保護者向けリーフレット「あげお学びのイノベーション NEWS」を発行し、ホームページに掲載するなど、教育のICT化に係る情報の発信に努めております。

●教材費について。教材費の内訳について、お聞かせください。

○学校教育部長 教材費の内訳は、ドリル、ワークブック、資料集、画用紙、版画のインク、家庭科の調理実習の材料などでございます。

●休業支援金について。

○学校教育部長 教育委員会では、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について、県の通知に基づき複数回通知しております。対象となりますのは、小学生の保護者及び中学校の特別支援学級に在籍する生徒の保護者でございますが、その対象となる保護者には、連絡メールで周知しております。

●就学援助制度の不認定について伺います。

○学校教育部長 基準の変更に伴い、それまで該当していなかった方が認定となる一方、該当していた方が不認定となるようなことが一部生じたことは認識しております。

●就学援助の申請方法について伺います。

○学校教育部長 就学援助を申請する場合は、保護者が、児童生徒の在籍する学校の事務室か教育委員会の学務課に直接提出していただいております。

●就学援助制度の充実について、市ではどのような支援を予定しているのか伺います。

○学校教育部長 令和4年度より、小学校及び中学校就学援助費補助事業と小学校及び中学校特別支援教育就学奨励事業において、年間1万4千円を上限として新たに「オンライン学習通信費」を支給する予定となっております。

●年間1万4千円を上限とありますが、この金額の根拠を教えてください。

○学校教育部長 国の要保護児童生徒援助費補助金の額を基にしております。

●池田 達生 議員

・教員の働く環境の改善と不登校対策について

●長時間労働の原因と、具体的な取り組み、対策について伺います。

○学校教育部長 時間外在校等時間が生じている原因といたしましては、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大していることが挙げられます。働き方改革のための取組といたしましては、各学校においては、学校行事や会議を精選するとともに、ICT 機器を活用して校務を効率化したり、教材を共有したりするなど業務改善に努めております。また、IC カードによる在校等時間の管理や定時退勤日の設定などを通して教職員の意識改革を図っております。教育委員会といたしましては、アップスマイルサポーター、スクールサポートスタッフなどの支援員の配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、及び教育センターにおける教育相談員の強化、並びに学校閉庁日の設定などにより教職員の負担軽減を図っております。

●指導課訪問の現状について伺います。県内の他の地区では、2年に1回にしているところや、指導案を簡略化している市町村もあると聞いていますが。市教育委員会の見解を伺います。

○学校教育部長 学校訪問は、児童生徒の学力向上や教員の指導力向上を目的とし、毎年実施しております。学校訪問の実施は、質の高い学校教育を維持、向上するために、極めて重要であると認識しております。

●3年に1度の委嘱研究、発表が行われていますが、委嘱研究の内容と目的について伺います。同時に6年に1度にしてほしいとの現場の先生たちからの要望が出ていますが、見解を伺います。

○学校教育部長 研究委嘱の目的は、各校における様々な教育課題を解決し、魅力ある学校づくりを推進することです。研究内容は、「主体的・対話的で深い学び」や「ICT の活用」、「英語教育の推進」などがあり、今日的な教育課題をテーマとし、その成果は、各校で共有しております。研究委嘱は、学校の教育力向上を図るうえで、極めて重要なものであると存じます。

●部活の終了時間について現状を伺います。最大、夏期間は5時半、冬期間は5時と現場の先生がたから要望が出ていますが、実際の時間を伺います。

○学校教育部長 部活動の終了時間につきましては、各学校によって若干異なりますが、概ね夏期は、午後6時、冬期は、午後5時となっております。

●教員の育休や病休者の代替え教員が14名未補充になっているとのことですが、教育委員会の見解と打開策を伺います。

○学校教育部長 代替教職員の未配置・未補充は、学校に大きな負担がかかり、子供たちの教育に直接影響を及ぼしかねない重要な課題であると受け止めております。代替教職員を配置・補充するための対策といたしましては、市のホームページや「広報あげお」への募集要項の掲載、大学等の関係機関へのポスター掲示やチラシ配布の依頼、退職者や教育実習経験者への打診などを行っております。さらには、校長会議などを通じて教職員等にも情報提供を求めるなど、あらゆる手段を使って配置・補充できるように努めておりますが、非常に困難な状況となっているところでございます。

●目標達成の4つの視点の中で「必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています」と記述

されています。コロナ感染症の渦中の時期で、教育業務以外の清掃などのなどの必要以外と思われる業務がありました、これも含めコロナに対する記述が全くありません。見解を伺います。

- 学校教育部長 本基本方針を策定した令和元年の時点では、新型コロナウイルス感染症による影響がこれほどまでに長期化することを想定していなかったためでございます。

●「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」は、上尾市教育委員会が発行となっています。ところが、どこの月例会の議題にも上がっていない。教育委員会では一切議論されていないで発表されているということです。理由を伺います。

- 学校教育部長 教育に関する基本的な計画すべてを、必ずしも教育委員会の議案とはしていないためでございます。なお、策定に当たりましては、県の基本方針に基づき、学校の意見を聴取して作成しております。

●不登校対策として、今議会に「不登校対策推進委員会を設置する」と提案されています。行政としての対応を検討することは大事です。しかし、毎年、小学校。中学校では、増加しています。特に中学校は200人も出ている現状を見ると、すぐにでも何らかの対応をすることが必要と考えます。見解を伺います。

- 学校教育部長 各学校では、不登校児童生徒の支援について、教育センターが作成した「不登校児童生徒に対する教職員対応の手引き」に基づき、対応しております。さらに、教育センターでは、学校適応指導教室、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等による教育相談など、様々な方策を講じております。しかしながら、不登校児童生徒が増加している状況につきましては、深刻な課題として捉えており、新たな不登校を生まない充実した学校教育を推進し、児童生徒が安心できる居場所をつくるなどして、課題の解決に努めて参りたいと存じます。

●さわやか相談員については、前回12月の一般質問でもお聞きしましたが、年間1万件以上の相談があるとのことでしたが、どのように対応されていますか。また、各学校に1人とは少なすぎると思いますが、さわやか相談員の交流、研修、バックアップ体制とか具体的にどのようにされていますか

- 学校教育部長 さわやか相談室相談員は、生徒や保護者の相談に個別に対応したり、教室に入ることができない生徒のために、相談室を居場所として、生徒の活動を支援したりしております。さわやか相談室相談員研修会は年間6回実施しております。研修は、事例を基にした対応方法に関する演習や、担任や保護者との連携などをテーマとした協議、教育相談を専門とする講師による講義を行うなど、日常の相談活動に繋がる実践的な内容となっております。

●コロナ禍の中で、7時間授業や、土曜授業、夏休みの短縮などで教師も、子供たちも負担やストレスが溜まってきています。その中で、上尾市の学力調査再検討、研究発表や指導課訪問の簡略化、働き方改善シートの見直しなど必要と考えます。課題はたくさんありますが、教育長として、働き方改革に対する見解を伺います。

- 教育長 学校における働き方改革につきましては、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」に基づいて、教育委員会も学校と一体となって、小・中学校の教職員の多忙化解消、負担軽減に取り組んでおります。今後とも引き続き、教職員が心身ともに健康で、授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専

念できる環境を整え、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の具現化を目指した教育活動の一層の充実を図ってまいりたいと存じます。

・市民が安心して住み続けられる街づくりへ

●都市計画道路西環状線は、通学路でもあり、生活道路であります。地元からも、地頭方の交差点の改善とともに、道路の拡幅など安全対策が強く出ています。9月議会で地頭方交差点から200メートル南に向かってグリーンベルト化することが発表されました。その後、地元との協議でかなり延伸されましたが、その状況と工事予定をうかがいます

○学校教育部長 本工事につきましては、当初道路の両側にグリーンベルトを設置する予定でしたが、幅員が狭いことや路肩の状況などにより、片側のみの設置といたしました。さらに「地頭方地区街づくり協議会」の意見なども取りいれながら、設置区間を200mから、約600mに延長いたしました。進捗状況につきましては、令和4年3月11日に着工しており、3月25日に完了予定でございます。

●矢口 豊人 議員

・ケアラー支援について

●大谷中学校で行われたヤングケアラーサポートクラスの内容を教えてください。

○学校教育部長 令和3年11月に行われた、ヤングケアラーサポートクラスは、ヤングケアラーの理解促進を図るため、埼玉県教育委員会が実施した事業でございます。内容につきましては、中学1年生を対象とした、元ヤングケアラーによる講演会と、教職員や市職員を対象とした、説明会でございます。講演会では、生徒は、ヤングケアラーに対する理解を深め、友人から相談を受けた時に自分たちはどのように対応したらよいかなどについて学びました。また、説明会では、学校の教職員と行政の福祉部門それぞれの役割や、学校から行政への適切なつなげ方などについての理解を深めました。さらに、市内全小・中学校の管理職や教員等に対して、ヤングケアラーサポートクラスの様子を配信し、研修を行いました。

●市内の他の小・中学校でも同様の啓発や研修などを行っていくべきと考えますが、見解を教えてください。

○学校教育部長 この事業につきましては、次年度、県は拡充を図ると聞いておりますので、本市といたしましても、積極的に参加してまいりたいと存じます。また、教職員が、ヤングケアラーに対して適切な支援を行えるよう、研修等を実施してまいります。

〔令和4年3月17日(木曜日)〕

●平田 通子 議員

・子ども・地域にとって最善の学校を

●生理用品を学校トイレに配備する予算が提案されたが、目的を伺います。

○学校教育部長 生理用品無償配布の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用や就労への影響から、生理用品を用意することが困難な状態にある児童生徒に、安心して学校生活を送ることができるよう、各校のトイレに設置するも

のでございます。

●学校施設更新計画の、全体の方向性は、決定しているのでしょうか。長寿命化を基本とするか、統廃合を基本とするのか伺います。再委託は、どんな条件で、どんな委託をするのでしょうか。

○教育総務部長　見直しの方針としましては、躯体の健全性が確認された学校施設の長寿命化を基本としながら、学校規模の適正化を図っていくこととございます。また、上尾市学校施設更新計画策定支援業務の主な内容でございますが、児童生徒数の推計、学校施設の長寿命化の整理・検討など、学校施設の状況把握・あり方検討支援をはじめ、住民の意見を反映させた学校施設更新計画とするために必要なアンケート調査の実施やワークショップ等の開催のほか、学校施設更新計画見直しのための業務を委託するもので、条件付き一般競争入札を予定しております。

●小・中学校校舎の躯体健全性調査をするとのことですが、建物の更新時期を迎える7校のみ。全体方針を出していく上で、全体の校舎の状況の把握や、調査が必要と考えるが見解は。

○教育総務部長　令和4年度当初予算に計上している「校舎の躯体健全性調査」は、直近5年以内に耐用年を迎える校舎の中性化調査、鉄筋かぶり・腐食状況の調査を行うものでございます。市内小・中学校全ての学校施設については、平成30年度と令和2年度に新耐震建物等のコンクリート状況調査を実施したことにより、コンクリート強度と中性化の進行具合の確認は完了しております。更に今年度は、学校施設の老朽化状況を詳細に把握するため、文部科学省が長寿命化計画の策定で求める学校施設の現地調査を担当職員が実施し、全33校の屋根や屋上、外壁、天井や教室等の内部の状況把握をしたところでございます。

●小・中学校の36人以上のクラス数と、学年ごとの数は、どのくらいあるのか？その割合をお示ください。

○学校教育部長　議長の許可を得て資料を配布させていただいておりますが、令和3年5月1日現在で、小学校は、3学年19学級、4学年18学級、5学年20学級、6学年13学級、合計70学級でございます。中学校は、1学年30学級、2学年26学級、3学年28学級、合計84学級でございます。

●全クラスを35人学級実施した場合、増えるクラス数はいくつになるのか？教室が足りなくなる学校はないのか。

○教育総務部長　仮に、令和3年5月現在の児童生徒数で、すべての学年で35人学級を導入した場合の試算をしたところ、小学校が28学級、中学校が17学級増加する見込みですが、少人数指導教室などを転用すれば、対応は可能な状況です。

●不登校が増えているのか？コロナの影響はあるのか。

○学校教育部長　文部科学省の定義する30日以上欠席の不登校児童生徒数の推移につきましては、令和元年度は小学校36人、中学校204人、令和2年度は小学校44人、中学校209人、令和3年度は1月末現在で小学校73人、中学校241人で増加傾向でございます。なお、新型コロナウイルス感染症と不登校児童生徒数の増加との関連につきましては、特定できません。

●市独自に中学校一年生の35人学級を実施してきましたが、令和元年からやめています。埼玉県は中学1年生は、38人学級です。なぜ、やめたのか理由を伺う。

○学校教育部長 廃止した理由でございますが、県費教員が不足する中で、市費教員の確保が非常に困難であったためでございます。このことから、これに替わり多様化する児童生徒の課題に対応するため、支援員等の配置をより充実させることといたしました。

●小学校12学級、中学校9学級以下は認めない方針としているが、小規模校における教育的効果を、どのように認識しているのか？

○学校教育部長 小規模校においては、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすいなどの良い面が考えられます。一方、マイナスの面として、単学級の学年では、クラス替えができず、人間関係のつまずきの改善が難しくなる場合があることなどが挙げられます。また、中学校で9学級未満になりますと、常勤の教職員を、9教科全てには配置することができなくなります。これらのことから、学校の適正規模化を図っていくことは重要であると捉えております。

●文科省が望ましいとしている学級規模は、小学校も中学校も12学級から18学級です。あくまでも望ましいという基準・標準です。ところが上尾市は、小学校12学級、中学校9学級以下は認めない方針としています。これは、市独自の基準なのでしょうか？

○教育総務部長 国の基準や小・中学校の児童及びその保護者、教員を対象に実施したアンケートのほか、文部科学省が示す「望ましい学級数」を踏まえ、小学校ではクラス替えのできる1学年2学級以上、中学校では教科担任による学習指導のために9学級以上の確保が必要であることから、適正規模の基準や許容できる最低規模の基準を令和元年12月に策定した上尾市学校施設更新計画基本方針に定めたところでございます。

●学校施設更新計画の見直しにあたり、地域コミュニティを大切にしながら、小学校12学級、中学校9学級以下は認めない方針である適正規模・適正配置を見直すことが必要と考えますが、見解を伺う。

○教育長 小規模校においては、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすいなどのメリットがある一方で、クラス替えができず、人間関係が固定化しやすいなどのデメリットもありますことから、学校規模の適正化が必要と考えているところでございます。学校施設更新計画の見直しにあたっては、学校施設の地域の拠点としての役割を十分考慮した上で、学校の適正規模・適正配置について検討して参ります。

●上尾市の子どもたちや教職員、市民に対し、未来に向けて、どんな、希望を託そうとしているのか伺う。

○教育長 現在、教育委員会では、第3期上尾市教育振興基本計画に「夢を育み未来を創る 上尾の教育」を基本理念に掲げ、教育の振興に取り組んでいるところでございます。この基本理念のもと、急速に進展し多様化する社会において、子供たちには、しっかりと志をもち、自他の価値観を認め、尊重し合いながら成長し、自己実現を図って欲しいと願っております。未来を担う子供たちの健全な成長のためには、学校として地域の皆様の連携が不可欠であることは言うまでもございません。また、市民の皆様が、それぞれの喜びや生きがいを感じ、豊かな人生を送ることのできる生涯学習社会の実現を願っているところであります。

●大室 尚 議員

・上尾市学校施設更新計画について

●まずはじめに、この市内小・中学校校舎耐用年数一覧を作成した目的と、この資料を議会議員に配布し、しっかり説明されたか教えてください。

○教育総務部長 この資料は、校舎等が使用できる期限を確認することで、計画におけるコストシュミレーションや学校の再編を検討するための基礎資料として、過去のコンクリートの状況調査などのデータを用いて、作成したものでございます。令和3年教育委員会5月定例会の上尾市学校施設更新計画基本計画の策定に係る議案を審議する際に資料として配布し、ホームページにて公開したもので、市議会には、資料の提出はしておりません。

●このデータシートの○×はいつの検査データなのか？お聞かせください。

○教育総務部長 市内小・中学校の校舎等のコンクリートの状況については、旧耐震基準の建物については平成7年～22年に実施した耐震診断の際に調査を行い、また、耐震診断を要しなかった新耐震基準の建物については平成30年と令和2年にコンクリート状況調査を実施しており、現在は、その際に収集したデータを保有している状況でございます。資料に記載している「延命可否」については、鉄筋コンクリート造の場合には、それぞれの建物の目標耐用年数到達時における「中性化進行深度」について、収集したデータから中性化速度式を用いて算出し、進行深度が30mmを超える予測のものを「×」、「延命不可」としております。また、鉄骨造の場合には、目視以外に構造体の劣化の判断が困難なため、原則として延命利用しないという考えで、すべてを「×」としております。ただし、この延命の可否については、耐震診断時など、過去に収集したデータを基に予測したものでございますので、経年により中性化の深度予測に変化が生じることも想定されます。そこで、児童生徒が安心安全に学校生活を送ることができるよう、目標耐用年数まで残り5年を迎えた建物について、躯体健全性調査を実施することで、予測でなく、最新のコンクリートの状況を正確に把握し、最終的な長寿命化の判断を行うものでございます。

●ではRC構造の校舎は長寿命化できる最大年数とその長寿命化にかかる費用は？どれぐらいかかるかについてお聞かせください。

○教育総務部長 上尾市公共施設等総合管理計画においては、鉄筋コンクリート造の建築物の目標耐用年数は、60年と定め、躯体健全性調査により健全性が確認された場合は、75年まで耐用年数を延長できるものとしております。長寿命化改修に要する費用としては、文部科学省が作成する「学校施設の長寿命化改修の手引」には「改築費用の約6割の費用で実施が可能」である旨が記載されております。

●次にRC+S構造の体育館について、上平中2023年×、太平中2025年×、原市中2026年×は、いずれもRC中性化進行深度が30m/mを超えているが、RC+Sの体育館は何年延長できるのか？お答え願います。

○教育総務部長 ご指摘の3校の体育館は、屋根が鉄骨造で、躯体は鉄筋コンクリート造という複合構造であることから、現在は鉄骨造の目標耐用年数である55年を採用しておりますが、個別で判断する必要があるため、このタイミングで鉄骨部等劣化調査を

実施するよう、令和4年度予算に関係経費を計上したところでございます。当該調査の結果、鉄骨部の健全性が確認された場合には、躯体の鉄筋コンクリート造の目標耐用年数の60年まで延長して使用することを考えております。そして、さらに、目標耐用年数60年の前に、改めて躯体健全性調査を実施し、構造上危険な状態にあると判断する場合には、60年での改築工事が必要となります。

●最後に畠山市長にお伺いします。市長の長寿命化も含めた見直すとはどういうことなのか？60年以上もたった古い小・中学校に、移住を検討されてる新婚さんに定住を進めて、お子さんをレトロな古い校舎で学ばせたいのか？逆に長寿命化など考えず近代的な最新の小・中学校校舎を揃えて子育て移住を促進する起爆材としたいのか。

- 市長 現在、市内学校施設の耐用年数が迫る中で、更新の検討を先送りすることはできないものでございます。大室議員さんのご指摘のとおり、魅力ある街づくりを進め、定住促進を図る観点からも、公共施設の複合化や良質な教育環境の整備は非常に重要な要素であると考えております。今後の学校施設更新計画の見直しや学校再編を進めるに当たっては、市長として、上尾の将来を担う子ども達のために、安心安全な教育施設と複数クラスを基本とした適切な教育環境の実現を見据えて、しっかりと見直してまいります。

・東中学校の研究テーマについて

●東中学校の生徒の提案書に、「挨拶の推奨」が記されておりますが、この点に関しての見解を伺います。

- 学校教育部長 東中学校の生徒の提案書にありますように、あいさつを推奨することは、学校と地域が、協力をして子供たちを見守ることにつながり、防犯上の効果が期待できると考えられます。こうしたことから、引き続き、市内小・中学校において、あいさつを推奨していくことは、重要であると存じます。

●市として、通話ができるGPS端末を児童生徒に貸与するなど、登下校時の安全を図るのはいかがでしょうか。

- 学校教育部長 登下校時の安全確保につきましては、現在児童に防犯ブザーを配布するほか、保護者や地域のボランティアの皆様に見守りの協力をいただくなどしております。新たな手法につきましては、今後研究してまいりたいと存じます。

●東中学校の生徒の提案書に非常に感動しました。そこで、今回の東中学校の生徒の提案書を教育長としてどのように感じとられたか、所見をお聞かせ願います。

- 教育長 東中学校の生徒が、本市の課題について、自分事として捉え、学習を進めていることは、大変素晴らしいことと受け止めております。本市では、今年度から、市内全ての中学校でシティズンシップ教育を実施しており、中学生が市民の一人としての自覚をもちながら、社会に関わっていかうとしている姿は、大変頼もしく思っております。今後とも「社会の一員としての自覚を促し、数多くの社会的課題に対して的確に意思決定できる資質を育てる」ことを目指し、主権者教育の観点からも、シティズンシップ教育を充実させていくことが極めて重要であると考えております。

●東中学校の生徒の提案書について、畠山市長から所見を頂きたいと思います。

○市長 東中学校の生徒のみなさんが、市民の一人として、本市の課題などについて、学習を進めていただいていることは、大変素晴らしいことだというふうに、受け止めております。現在、上尾市では、将来都市像に掲げた「みんなが輝くまち あげお」を達成するための施策に取り組んでいるところでございます。上尾市といたしましても、このような若い世代の声を生かし、市民同士がつながりを持ち、協働でまちづくりに取り組むことで、誰もが安心・安全に暮らすことができ、将来にわたり市民と地域が輝き続けるまちの実現を目指してまいります。